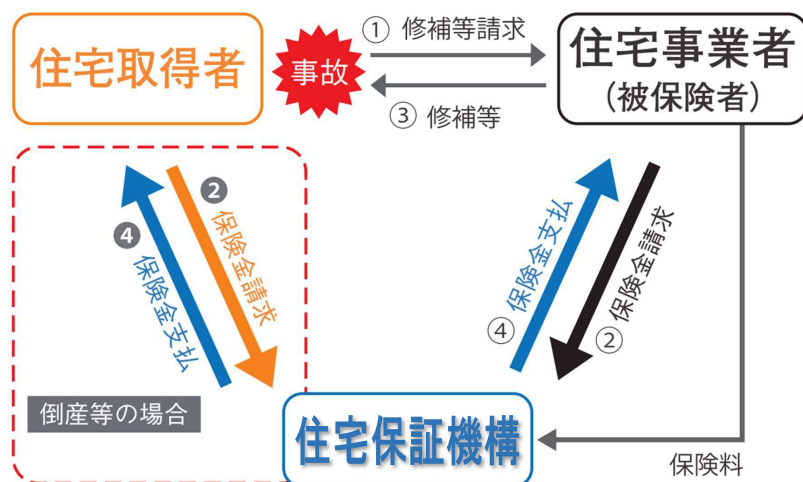


瑕疵担保責任保険



平成 21 年 10 月 1 日より、住宅瑕疵担保履行法が施行され、新築住宅を供給する事業者に対して、瑕疵の補修等の対応が確実に行われるよう、供託や保険の利用を義務付けたものです。また、万が一事業者が倒産した場合であっても、保険機関より補修費用を受け取れる事が出来ます。

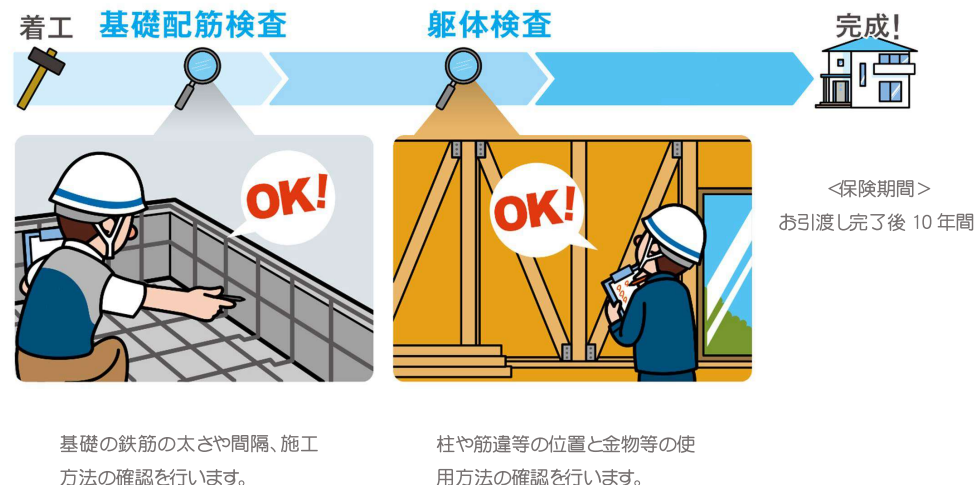
■ 保険のしくみ



- ① 保険期間中に瑕疵が判明した場合、住宅取得者は契約の範囲において、住宅事業者に対して補修等の請求をする事が出来る。
- ② 住宅事業者は、契約に基づき補修について検討し、保険が支払われる事由に該当する場合には、住宅保証機構に請求を行います。
- ③ 住宅事業者が補修等を行います。
- ④ 住宅事業者が補修等を実施した後、住宅事業者には保険金が支払われます。
- ②④ 住宅事業者が倒産等した場合など、相当の時間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合で、保険金が支払われる自由にあたる場合、住宅取得者は住宅保証機構に直接保険金を請求し、保険金の支払いを受ける事が出来る。

■ 検査の実施

瑕疵担保保険の利用にあたり、建築中の現場検査を実施します。検査では建築士の資格を持った検査員が、構造体力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分について確認を行います。



■ 保険対象の範囲

住宅品質確保法に基づき定められた「構造耐力上主要な部分」「雨水の浸入を防止する部分」に関する瑕疵担保責任の範囲が対象となります。

構造耐力上主要な部分

屋根版
小屋組
柱
壁
横架材
床版
斜材
土台
基礎

雨水の浸入を防止する部分

屋根
外壁
開口部

